

規約の改定（案）について

令和7年11月6日

福 井 県

規約の主な改定内容

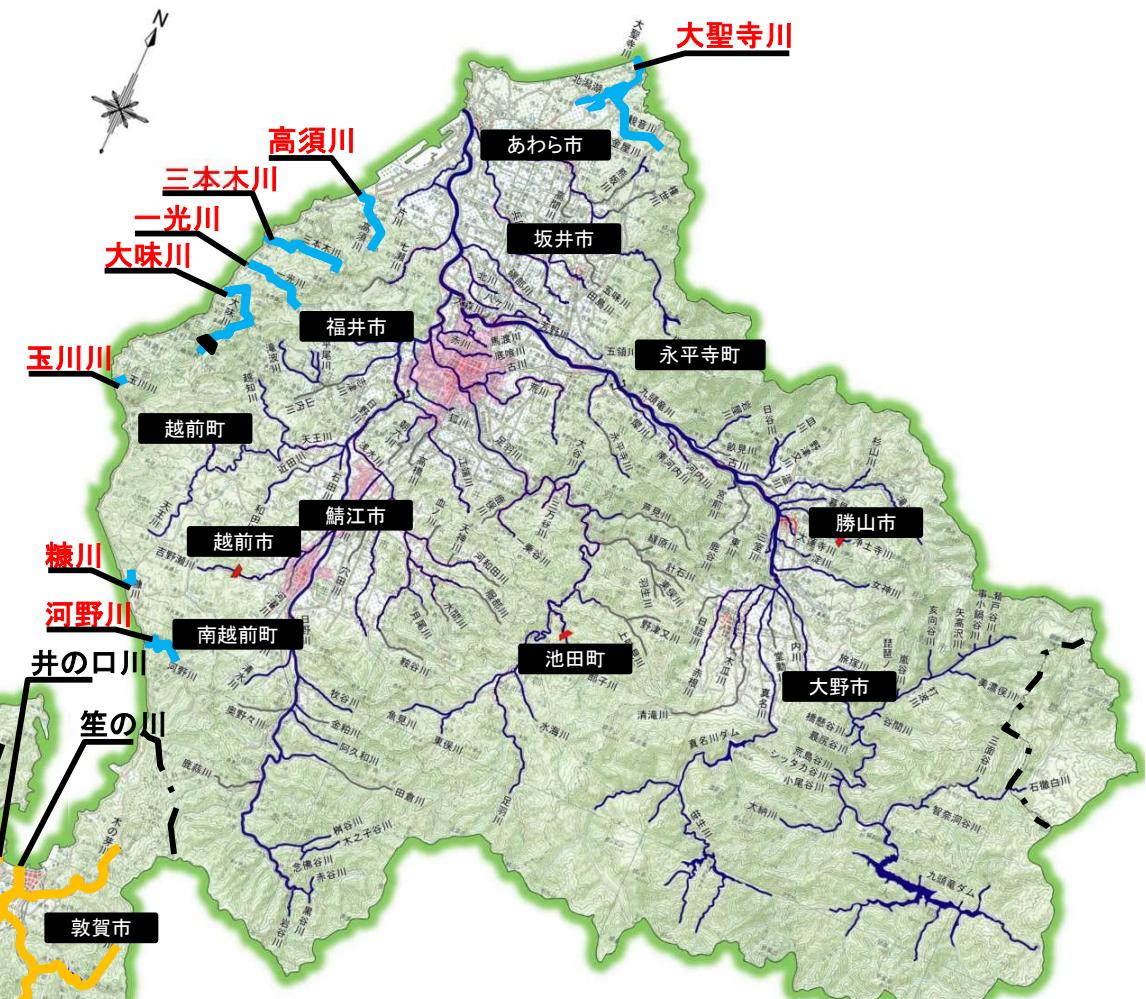
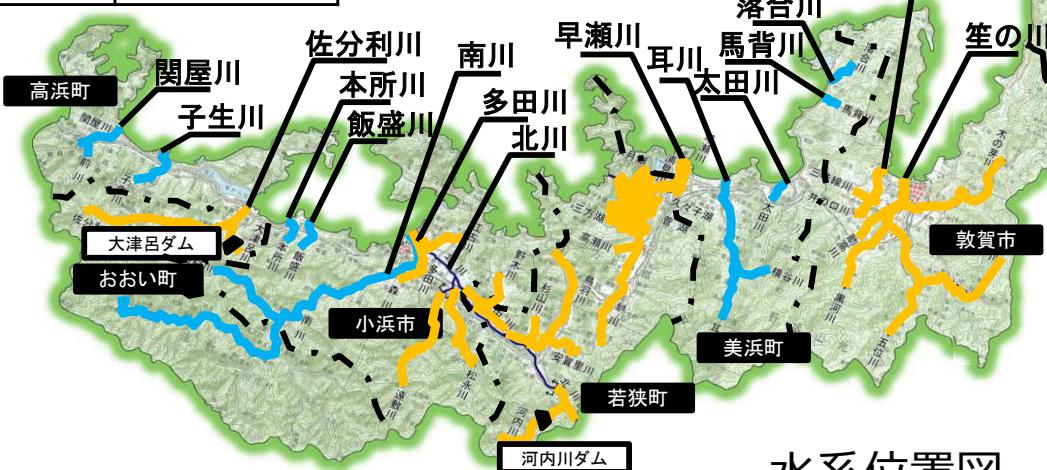
- ・嶺北地域の二級水系の計画に関して意見聴取する場がないため、検討会の規約を改定し、審議の対象を嶺南地域から県内全域（九頭竜川水系、北川直轄区間の除く）に拡大する。
 - ・これに伴い検討会名称を「福井県流域検討会」に変更する。

対象河川一覧

水系名	
一級水系	北川水系
	笙の川水系
	井の口川水系
	落合川水系
	馬背川水系
	太田川水系
	耳川水系
二級水系 (嶺南地域)	早瀬川水系
	多田川水系
	南川水系
	飯盛川水系
	本所川水系
	佐分利川水系
	子生川水系
	関屋川水系

水系名	
	大聖寺川水系
	高須川水系
	三本木川水系
	一光川水系
二級水系 (嶺北地域)	大味川水系
	玉川川水系
	糠川水系
	河野川水系

赤色:新たに追加する水系



- 対象河川 (河川整備計画が策定済み)
- 対象外河川 (河川整備計画が未策定)
- 対象外河川 (九頭竜川水系、北川直轄区間)

規約の主な改定内容

現 行	変 更 (案)
<p>福井県嶺南地域流域検討会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>福井県嶺南地域流域検討会</u>（以下「検討会」という）は、<u>福井県嶺南地域</u>の県管理河川における河川整備基本方針や河川整備計画の策定および変更にあたり意見を述べること、また、河川整備計画の点検にあたり意見を述べたり報告を受けることを目的とする。</p>	<p>福井県流域検討会規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>福井県流域検討会</u>（以下「検討会」という）は、<u>二級水系</u>の県管理河川における河川整備基本方針や<u>北川水系</u>および<u>二級水系</u>の県管理河川における河川整備計画の策定および変更、または河川整備計画の点検にあたり意見を述べることを目的とする。</p>

規約の改定（案）

現 行	変 更（案）
福井県嶺南地域流域検討会規約	福井県流域検討会規約
（目的）	（目的）
第1条 福井県嶺南地域流域検討会（以下「検討会」という）は、福井県嶺南地域の県管理河川における河川整備基本方針や河川整備計画の策定および変更にあたり意見を述べること、また、河川整備計画の点検にあたり意見を述べたり報告を受けることを目的とする。	第1条 福井県流域検討会（以下「検討会」という）は、二級水系の県管理河川における河川整備基本方針や北川水系および二級水系の県管理河川における河川整備計画の策定および変更、または河川整備計画の点検にあたり意見を述べることを目的とする。
（構成）	（構成）
第2条 検討会は、福井県土木部長が依頼する委員によって構成する。 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。	第2条 検討会は、福井県土木部長が依頼する委員によって構成する。 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
（会長）	（会長）
第3条 検討会は、委員の互選により会長を置く。 2 会長は検討会を代表し、会務を統括する。 3 会長に事故あるときは、会長が予め指定する委員が職務を代行する。	第3条 検討会は、委員の互選により会長を置く。 2 会長は検討会を代表し、会務を統括する。 3 会長に事故あるときは、会長が予め指定する委員が職務を代行する。
（検討会の運営）	（検討会の運営）
第4条 検討会は会長が必要と認めるとき開催する。また、会議の議長は会長がこれにあたる。 2 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。 なお、委員の代理出席は認めない。 3 検討会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。 4 検討会は、検討会の意見集約にあたっては、少數意見を付するものとする。 5 検討会は、必要に応じ委員以外の者から意見を聴取できる。	第4条 検討会は会長が必要と認めるとき開催する。また、会議の議長は会長がこれにあたる。 2 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。 なお、委員の代理出席は認めない。 3 検討会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。 4 検討会は、検討会の意見集約にあたっては、少數意見を付するものとする。 5 検討会は、必要に応じ委員以外の者から意見を聴取できる。
（情報公開）	（情報公開）
第5条 会議および会議資料は公開を原則とし、その決定は検討会が行う。 2 検討会の審議内容については、原則として公表することとし、その決定は検討会が行う。	第5条 会議および会議資料は公開を原則とし、その決定は検討会が行う。 2 検討会の審議内容については、原則として公表することとし、その決定は検討会が行う。
（事務局）	（事務局）
第6条 検討会の事務局は、福井県土木部河川課、および対象地域を所管する土木事務所に置くものとし、検討会の指示により事務を執り行う。	第6条 検討会の事務局は、福井県土木部河川課、および対象地域を所管する土木事務所に置くものとし、検討会の指示により事務を執り行う。
（雑則）	（雑則）
第7条 この規定に定めない事項については、必要に応じて検討会の承認を得て定めるものとする。	第7条 この規定に定めない事項については、必要に応じて検討会の承認を得て定めるものとする。
（附則）	（附則）
第8条 この規定は、平成14年12月25日から施行する。 この規定は、平成26年3月18日から施行する。	第8条 この規定は、平成14年12月25日から施行する。 この規定は、平成26年3月18日から施行する。 この規定は、令和7年11月6日から施行する。